

新	旧
<p>別紙1 社会福祉法人審査基準</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 (略)</p> <p>第2 法人の資産 (略)</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員 (略)</p> <p>2 理事 (略)</p> <p>3 監事 (略)</p> <p>4 評議員会 (略)</p> <p>5 法人の組織運営に関する情報開示等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「新会計基準」という。)第1章2に定める資金収支計算書及び事業活動計算書が、これに該当するものであること。</p> <p>また、経過的に平成26年度まで適用することが可能な、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「旧会計基準」という。)を適用する法人にあっては、旧会計基準第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書(同通知の4(1)②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類)が、これに該当するものであること。さらに、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。</p> <p>なお、<u>現況報告書及び同報告書に添付することとなっている貸借対照表及び収支計算書</u>については、<u>インターネットを活用し、公表しなければならないこと</u>。また、<u>その他の情報</u>についても同様の方法で公表することが望ましい。</p> <p>6 その他 (略)</p>	<p>別紙1 社会福祉法人審査基準</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 (略)</p> <p>第2 法人の資産 (略)</p> <p>第3 法人の組織運営</p> <p>1 役員 (略)</p> <p>2 理事 (略)</p> <p>3 監事 (略)</p> <p>4 評議員会 (略)</p> <p>5 法人の組織運営に関する情報開示等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第44条第4項の規定に基づき閲覧に供しなければならない収支計算書とは、平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「新会計基準」という。)第1章2に定める資金収支計算書及び事業活動計算書が、これに該当するものであること。</p> <p>また、経過的に平成26年度まで適用することが可能な、平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準」(以下「旧会計基準」という。)を適用する法人にあっては、旧会計基準第6条に定める資金収支計算書及び事業活動収支計算書(同通知の4(1)②及び③の法人が旧会計基準によらずに会計処理を行う場合並びに同④及び⑤により旧会計基準が適用されない施設について会計処理を行う場合は、これに相当する書類)が、これに該当するものであること。さらに、資金収支計算書に附属する資金収支内訳表及び事業活動収支計算書に附属する事業活動収支内訳表についても、併せて開示することが望ましいこと。</p> <p>なお、<u>法人の業務及び財務等に関する情報</u>については、<u>法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること</u>。また、<u>法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報</u>についても同様の方法で公表することが望ましい。</p> <p>6 その他 (略)</p>

新	旧
<p>第4 法人の認可申請等の手続 (略)</p> <p>第5 その他</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 法第59条の規定による現況報告書及び添付書類については、<u>別記第3に定める様式に従って、電子データにより、所定の期間内に提出するよう指導すること。</u>なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る現況報告書及び添付書類を提出するに当たっては、厚生労働大臣が所轄庁である法人については、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管、同局障害保健福祉部所管、老健局所管に区分の上、各所管局あてに、各地方厚生局長が所轄庁である法人については同地方厚生局あてに、法人から提出された現況報告書及び添付書類に係る電子データを提出するものとし、<u>当該データ</u>については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。</p> <p>また、外部監査の結果報告書又は福祉サービス第三者評価サービス事業の受審結果が<u>電子データにより</u>提出されたときは、当該報告書等についても同様に扱うこととされたいこと。<u>ただし、書面により提出されたときは、各所管部局あてに各2通のうち、1通のみを提出するものとし、1通については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。</u></p> <p>(6) <u>所管する社会福祉法人が第3の5(2)に定める方法により、貸借対照表及び収支計算書をインターネットを活用して公表しない場合は、当該法人に対して公表を行うよう指導すること。</u>なお、ホームページが存在しないことにより公表が困難な法人等が存在する場合については、<u>所轄庁のホームページにおいて公表すること。</u></p> <p>(7) <u>(5)の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都道府県市の情報公開条例に定める手続より、公開すること。</u></p> <p>(8) 全国における社会福祉法人の設立等の状況を把握するため、毎年5月20日までに、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所管する法人(都道府県知事が行う報告にあっては、管内に主たる事務所がある厚生労働大臣又は地方厚生局長が所管する法人及び管内市長(指定都市及び中核市の長を除く。)が所管する法人を含む。)について、総数及び次の区分による法人数(毎年3月31日現在)を社会・援護局あて報告されたいこと。</p> <p>ア 法人の数(イ、ウ及びエに掲げるものを除く。)</p> <p>イ 法人である社会福祉協議会の数(都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の内数を含む。)</p> <p>ウ 社会福祉事業団の数</p>	<p>第4 法人の認可申請等の手続 (略)</p> <p>第5 その他</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 法第59条の規定による現況報告書については、所定の期間内に提出するよう指導すること。なお、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人に係る現況報告書を送付するに当たっては、厚生労働大臣が所轄庁である法人については、雇用均等・児童家庭局所管、社会・援護局所管、同局障害保健福祉部所管、老健局所管に区分の上、各所管局あてに、各地方厚生局長が所轄庁である法人については同地方厚生局あてに、法人から提出された現況報告書及び添付書類各2通のうち1通のみを送付するものとし、<u>現況報告書及び添付書類1通</u>については、各都道府県主管部局において2年間保存するよう配慮願いたいこと。</p> <p>また、外部監査の結果報告書又は福祉サービス第三者評価サービス事業の受審結果が提出されたときは、当該報告書等についても同様に扱うこととされたいこと。</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>前号の現況報告書及び添付書類等の記載事項については、開示請求があった場合は、厚生労働大臣又は地方厚生局長が所轄庁である法人を含め、各都道府県市の情報公開条例に定める手続より、公開することが望ましいこと。</u></p> <p>(7) 全国における社会福祉法人の設立等の状況を把握するため、毎年5月20日までに、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が所管する法人(都道府県知事が行う報告にあっては、管内に主たる事務所がある厚生労働大臣又は地方厚生局長が所管する法人及び管内市長(指定都市及び中核市の長を除く。)が所管する法人を含む。)について、総数及び次の区分による法人数(毎年3月31日現在)を社会・援護局あて報告されたいこと。</p> <p>ア 法人の数(イ、ウ及びエに掲げるものを除く。)</p> <p>イ 法人である社会福祉協議会の数(都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会の内数を含む。)</p> <p>ウ 社会福祉事業団の数</p>

新	旧
<p>エ 共同募金会の数</p> <p>(8) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。</p> <p>(9) 所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可等に対する都道府県知事の副申書は、別記第2の様式例により作成すること。</p> <p><u>(10) 社会福祉法人が所轄庁に対して提出する現況報告書及び添付書類は、別記第3の様式により作成すること。</u></p>	<p>エ 共同募金会の数</p> <p>(8) 法人に関する申請書等の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。</p> <p>(9) 所轄庁が厚生労働大臣又は地方厚生局長である法人の設立認可等に対する都道府県知事の副申書は、別記第2の様式例により作成すること。</p> <p>(新設)</p>







新

旧

(3面)

平成〇年〇月〇日

平成〇年度の主な事業報告

社会福祉法人〇〇会

社会福祉事業

公益事業

収益事業

新

旧

(4面)

財 産 目 録

平成〇年〇月〇日現在

資 産 ・ 負 債 の 内 訳	金 額
<b>I 資産の部</b>	
1、流動資産	
現金預金	
現金	現金手許有高
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店
未収金	〇月分保険料
.....	.....
流動資産合計	
2、固定資産	
(1)基本財産	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇
土地	所在地番〇〇 地目〇〇
定期預金	〇〇銀行 〇〇支店
.....	.....
基本財産合計	
(2)その他の固定資産	
車輛運搬具	車輛No.***
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店
.....	.....
その他の固定資産合計	
固定資産合計	
資産合計	
<b>II 負債の部</b>	
1、流動負債	
短期運営資金借入金	〇〇銀行 〇〇支店
未払金	〇月分光熱水費
預り金	〇月分源泉所得税
.....	.....
流動負債合計	
2、固定負債	
設備資金借入金	福祉医療機構
.....	.....
固定負債合計	
負債合計	
差引純資産	

新

旧

(5面-1)  
貸借対照表(社会福祉事業)  
平成〇年〇月〇日現在  
(単位:千円)

決算状況	資産の部		負債の部	
		決算額		決算額
の	流動資産		流動負債	
	固定資産		固定負債	
	基本財産			
	その他の固定資産		負債の部合計	
			純資産の部	
			基本金	
			国庫補助金等特別積立金	
			その他の積立金	
			次期繰越活動収支差額	
			純資産の部合計	
況	資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

新

旧

(5面-2)  
貸借対照表(公益事業)  
平成〇年〇月〇日現在

(単位:千円)

決算状況	資産の部		負債の部	
		決算額		決算額
	流動資産		流動負債	
	固定資産		固定負債	
	基本財産			
	その他の固定資産		負債の部合計	
			純資産の部	
			基本金	
			国庫補助金等特別積立金	
		その他の積立金		
		次期繰越活動収支差額		
		純資産の部合計		
	資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

新

旧

(5面-3)

貸借対照表及び収支計算書(収益事業)

(自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日

(単位:千円)

決 算 の 状 況	貸借対照表		収支計算書	
	借方	貸方	借方	貸方
	流動資産	流動負債	事務費支出	事業収入
	固定資産	引当金	事業費支出	繰入金収入
		事業用財産基金	繰入金支出	雑収入
		繰越金	積立金繰入	引当金戻入
			当期繰越金	積立金戻入
	計	計	計	計

新

旧

(6面-1)  
**資金収支計算書(社会福祉事業)**  
 (自)平成〇年〇月〇日 (至)平成〇年〇月〇日

(単位:千円)

		資金収支計算書							
		決算額	動定科目						
			本部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業	〇〇事業	
決算 の 状 況	経 常 活 動 に よ る 収 入 支 出	収	介護保険収入 利用料収入 措置費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入						
		入	経常収入計(1)						
		支	人件費支出 事務費支出 事業費支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出						
		出	経常支出計(2)						
		支	経常活動資金収支差額(3) = (1) - (2)						
		収	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入						
		入	施設整備等収入計(4)						
		支	固定資産取得支出 元入金支出						
		出	施設整備等支出計(5)						
		支	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)						
財務 活 動 に よ る 収 入 支 出	収	借入金収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 その他の収入							
	入	財務収入計(7)							
	支	借入金元金償還金支出 投資有価証券売却支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等							
出	財務支出計(8)								
支	財務活動資金収支差額(9) = (7) - (8)								
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)									
前期末支払資金残高(11)									
当期末支払資金残高(10) + (11)									

新

旧

(6面-2)  
**事業活動収支計算書(社会福祉事業)**  
 (自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日

(単位:千円)

		事業活動収支計算書							
		勘定科目	決算額	本部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業	〇〇事業
事業活動収支の部	収	介護保険収入 利用料収入 措置費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額							
	入	事業活動収入計(1)							
	支	人件費支出 事務費支出 事業費支出 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入							
	出	事業活動支出計(2)							
		事業活動収支差額(3) = (1) - (2)							
事業活動外収支の部	収	借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入)							
	入	事業活動外収入計(4)							
	支	借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 資産評価損							
	出	事業活動外支出計(5)							
		事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)							
		経常収支差額(7) = (3) + (6)							
特別収支の部	収	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額							
	入	特別収入計(8)							
	支	基本金組入額 固定資産売却損・処分損(売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額							
	出	特別支出計(9)							
		特別収支差額(10) = (8) - (9)							
		当期活動収支差額(11) = (7) + (10)							
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額(12)								
	当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)								
	基本金取崩額(14) 基本金組入額(15) その他の積立金取崩額(16) その他の積立金積立額(17)								
	次期繰越活動収支差額(18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)								



新

旧

(6面-3)  
**資金収支計算書(公益事業)**  
 (自)平成〇年〇月〇日(至)平成〇年〇月〇日

(単位:千円)

		資金収支計算書							
		決算額	動定科目						
			本部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業	〇〇事業	
決算 の 状 況	経常活動による収入支	収入	介護保険収入 利用料収入						
		支出	運営費収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入						
		収入	経常収入計(1)						
		支出	人件費支出 事務費支出 事業費支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出						
		支出	経常支出計(2)						
		支出	経常活動資金収支差額(3) = (1) - (2)						
		収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入						
		収入	施設整備等収入計(4)						
		支出	固定資産取得支出 元入金支出						
		支出	施設整備等支出計(5)						
支出	施設整備等資金収支差額(6) = (4) - (5)								
財務活動による収入支	収入	借入金収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 その他の収入							
	収入	財務収入計(7)							
	支出	借入金元金償還金支出 投資有価証券売却支出 積立預金積立支出 その他の支出 流動資産評価減等による資金減少額等							
	支出	財務支出計(8)							
支出	財務活動資金収支差額(9) = (7) - (8)								
当期資金収支差額合計(10) = (3) + (6) + (9)									
前期末支払資金残高(11)									
当期末支払資金残高(10) + (11)									

新

旧

(6面-4)  
**事業活動収支計算書(公益事業)**  
 (自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日

(単位: 千円)

		事業活動収支計算書							
		勘定科目	決算額	本部	〇〇施設	〇〇施設	〇〇施設	〇〇事業	〇〇事業
決算 の 状 況	事業活動収支の部	収	介護保険収入 利用料収入 運営費収入 私的契約利用料収入 〇〇事業収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額						
		入	事業活動収入計(1)						
		支	人件費支出 事務費支出 減価償却費 徴収不能額 引当金繰入						
		出	事業活動支出計(2)						
			事業活動収支差額(3) = (1) - (2)						
	事業活動外収支の部	収	借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入)						
		入	事業活動外収入計(4)						
		支	借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 資産評価損						
		出	事業活動外支出計(5)						
			事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)						
		経常収支差額(7) = (3) + (6)							
特別 収 支 の 部	収	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額							
	入	特別収入計(8)							
	支	基本金組入額 固定資産売却損・処分損(売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額							
	出	特別支出計(9)							
		特別収支差額(10) = (8) - (9)							
		当期活動収支差額(11) = (7) + (10)							
繰越 活動 収支 差額 の 部	前期繰越活動収支差額(12)								
	当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)								
	基本金取崩額(14) 基本金組入額(15) その他の積立金取崩額(16) その他の積立金積立額(17)								
	次期繰越活動収支差額(18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)								

新

旧

(7面)  
監事監査報告書

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

以上、平成〇年度の社会福祉法人〇〇会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、  
・・・と認めます。

監 事 印

監 事 印

様式第6～7 (略)

別記2 社会福祉法人設立認可申請書等副申書様式例 (略)

様式第6～7 (略)

別記2 社会福祉法人設立認可申請書等副申書様式例 (略)

新

旧

別記3 社会福祉法人現況報告書様式

(注) 添付書類である貸借対照表及び収支計算書については、適用する会計基準に従って作成すること。

別記3 (新設)

社会福祉法人現況報告書  
(平成〇年4月1日現在)

I 基本情報

所轄庁			
法人名	主たる事務所の所在地	〒	
電話番号	FAX番号		
メールアドレス	ホームページアドレス		
設立認可年月日	設立登記年月日		
代表者	氏名	年齢	住所 職業 就任年月日

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
						各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種						
	第二種						
老人福祉	第一種						
	第二種						
障害者福祉	第一種						
	第二種						
その他	第一種						
	第二種						

公益事業

種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業				
2 入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業				
3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業				
4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業				
5 入所施設からの退院・退所を支援する事業				
6 子育て支援に関する事業				
7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業				
8 ボランティアの育成に関する事業				
9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)				
10 社会福祉に関する調査研究等				
11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業				
12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業、指定老人訪問看護事業				
13 有料老人ホーム				
14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を運営する事業				
15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を運営する事業				
16 その他( )				





新

旧

評議員	定員	現員														
	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員会への出席回数
親族	他の社会福祉法人の役員	その他														
施設長	施設名			氏名			年齢	就任年月日	法令等に定める資格の有無							
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤												
		換算数		換算数												
	法人本部															
	施設															
理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項											
評議員会	開催年月日	出席者数	監事出席者数	決議事項												
監事監査	監査年月日	監査者	監査報告の有無	指摘事項				改善事項								

新

旧

IV 資産管理		所在地	面積	評価額	担保提供の状況				所轄庁 の承認の 有無
					提供年月日	借入額	借入先	償還期限	
基本財産	土地								
	建物								
運用財産	土地								
	建物								
公益事業用財産	土地								
	建物								
収益事業用財産	土地								
	建物								

  

V その他												
情報公開	貸借対照表	貸金収支計算書	事業活動計算書	財産目録	定款	役員名簿	評議員名簿	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果
	インターネット											
	広報誌											
	新聞											
外部監査		平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度		
		費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用	費用		
	公認会計士											
	監査法人 税理士 その他											
第三者評価		受審施設・事業所名	平成○年度	平成○年度	平成○年度							
			費用	費用	費用							
準拠している会計基準		社会福祉法人新会計基準	社会福祉法人旧会計基準	経理規程準則	特定非営利活動法人の会計処理等に関する法律	訪問看護会計・経理準則	介護老人保健施設会計・経理準則					
		授産会計基準	就労会計基準	病院会計準則	企業会計基準	その他						

新

旧

平成〇年〇月〇日

平成〇年度の主な事業報告

社会福祉法人〇〇会

社会福祉事業

公益事業

収益事業



新

旧

財産目録  
平成〇年〇月〇日現在

資産・負債の内訳	金額
<b>I 資産の部</b>	
<b>1 流動資産</b>	
現金預金	
現金	現金手許有高
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店
未収金	〇月分保険料
.....	.....
流動資産合計	
<b>2 固定資産</b>	
(1)基本財産	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇
土地	所在地番〇〇 地目〇〇
定期預金	〇〇銀行 〇〇支店
基本財産合計	
(2)その他の固定資産	
車輛運搬具	車輛NO.***
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店
.....	.....
その他の固定資産合計	
固定資産合計	
資産合計	
<b>II 負債の部</b>	
<b>1. 流動負債</b>	
短期運営資金借入金	〇〇銀行 〇〇支店
未払金	〇月分光熱水料
預り金	〇月分源泉所得税
.....	.....
流動負債合計	
<b>2. 固定負債</b>	
設備資金借入金	福祉医療機構
.....	.....
固定負債合計	
負債合計	
差引純資産	

新

旧

平成〇年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額
(1) 事業活動による収支	
① 収入	
・介護報酬等の公費	
・利用者負担金	
・その他収入	
② 支出	
・人件費支出	
・事業費支出	
・利用者負担軽減額	
・その他支出	
(2) 施設整備等による収支	
① 収入	
・施設整備補助金等の公費	
・その他収入	
② 支出	
(3) その他の活動による収支	
① 収入	
② 支出	
予備費	
当期末資金収支差額	
前期末支払資金残高	
当期末支払資金残高	

2. 法人単位の資産等の状況

項目	金額
(1) 資産の部	
① 流動資産	
② 固定資産	
(2) 負債の部	
① 流動負債	
② 固定負債	
(3) 純資産の部	

3. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額	積立計画の有無	積立目標額	施設整備の場合			
					整備事由	整備時期	整備対象施設名	借入額

4. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員等の兼務等	事業上の関係				

5. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	事業開始年月日	本年度支出額
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免		
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施		
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施		
4 災害時における各種支援活動の実施		
5 生計困難者に準ずる者に対する資金の給付・貸付		
6 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施		
7 他法人との連携による人材育成事業		
8 その他 ( )		



新								旧							
事業活動による収支	収入	その他の事業収入													
		管理費収入													
		その他の利用料収入													
		その他の事業収入													
		児童福祉事業収入													
		措置費収入													
		事務費収入													
		事業費収入													
		私的契約利用料収入													
		その他の事業収入													
		補助金事業収入													
		受託事業収入													
		その他の事業収入													
		保育事業収入													
		保育所運営費収入													
		私的契約利用料収入													
		私立認定保育所利用料収入													
		その他の事業収入													
		補助金事業収入													
		受託事業収入													
		その他の事業収入													
		就労支援事業収入													
		〇〇事業収入													
		障害福祉サービス等事業収入													
		自立支援給付費収入													
		介護給付費収入													
		特例介護給付費収入													
		訓練等給付費収入													
		特例訓練等給付費収入													
		地域相談支援給付費収入													
		特例地域相談支援給付費収入													
		計画相談支援給付費収入													
		特例計画相談支援給付費収入													
		障害児施設給付費収入													
		障害児通所給付費収入													
		特例障害児通所給付費収入													
		障害児入所給付費収入													
		障害児相談支援給付費収入													
		特例障害児相談支援給付費収入													
		利用者負担金収入													
		補足給付費収入													
		特定障害者特別給付費収入													
		特例特定障害者特別給付費収入													
		特定入所障害児食費等給付費収入													
		特定費用収入													
		その他の事業収入													
		補助金事業収入													
		受託事業収入													
		その他の事業収入 (保険等査定減)													
		生活保護事業収入													
		措置費収入													
		事務費収入													
		事業費収入													
		授産事業収入													
		〇〇事業収入													
		利用者負担金収入													
		その他の事業収入													
		補助金事業収入													









新									旧								
その 他 の 活 動 に よ る 収 支	投資有価証券取得支出																
	積立資産支出																
	退職給付引当資産支出																
	長期預り金積立資産支出																
	〇〇積立資産支出																
	事業区分間長期貸付金支出																
	拠点区分間長期貸付金支出																
	事業区分間長期借入金返済支出																
	拠点区分間長期借入金返済支出																
	事業区分間繰入金支出																
拠点区分間繰入金支出																	
その他の活動による支出																	
〇〇支出																	
その他の活動支出計(8)																	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)																	
予備費支出(10)																	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(8)-(10)																	
前期末支払資金残高(12)																	
当期末支払資金残高(11)+(12)																	



新

旧

法人の資産等の状況  
平成〇年度

項目	合計	社会福 祉事業	公益事 業	収益事 業	内部取 引消去
流動資産					
現金預金					
有価証券					
事業未収金					
未収金					
未収補助金					
未収収益					
受取手形					
貯蔵品					
医薬品					
診療・療養費等材料					
給食用材料					
商品・製品					
仕掛品					
原材料					
立替金					
前払金					
前払費用					
1年以内回収予定長期貸付金					
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金					
短期貸付金					
事業区分間貸付金					
仮払金					
その他の流動資産					
徴収不能引当金					
固定資産					
基本財産					
土地					
建物					
定期預金					
投資有価証券					
その他の固定資産					
土地					
建物					
構築物					
機械及び装置					
車輛運搬具					
器具及び備品					
建設仮勘定					
有形リース資産					
権利					
ソフトウェア					
無形リース資産					
投資有価証券					
長期貸付金					
事業区分間長期貸付金					
退職給付引当資産					
長期預り金積立資産					
〇〇積立資産					
差入保証金					
長期前払費用					
その他の固定資産					
資産の部合計					



新

旧

監事監査報告書

平成〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

以上、平成〇年度の社会福祉法人〇〇会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、関連する法令及び通知に従った監査の結果、……と認めます。

監事 印

監事 印

新	旧
<p>別紙2 社会福祉法人定款準則</p> <p>(決算)</p> <p>第一八条 <u>この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。</p> <p>(備考)</p> <p><u>現況報告書及び同報告書に添付することとなっている貸借対照表及び収支計算書については、インターネットを活用し、公表しなければならないこと。また、その他の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。</u></p>	<p>別紙2 社会福祉法人定款準則</p> <p>(決算)</p> <p>第一八条 <u>この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。</p> <p>(備考)</p> <p><u>法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。</u></p>